

公益社団法人大阪聴力障害者協会

役員旅費支給規則

(目的)

第1条 本規則は公益社団法人大阪聴力障害者協会（以下「協会」という）の役員に対して支給する旅費に関し、その基準を定め、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 旅費とは会務また研修のために交通機関を利用する役員に対し、移動に要する費用として協会から支給される金銭をいう。

2 役員とは会長、副会長、常任理事、理事、監事をいう。ただし、それ以外に理事会で承認を受け、役員に準じる正規構成員は本規則を準用する。

3 会務とは常任理事会、理事会、局会議、部会議および高齢・女性・青年部委員会をいう。但し、それ以外に会長の指示により出席が必要な会務や慶弔行事も含むことができる。なお、部会議の正規構成員はブロック代表1名とする。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、通行料および宿泊料とする。

(旅費の額)

第4条 旅費は原則として利用交通機関の最短距離、最安料金より計算する。但し、交通事情、災害、その他やむを得ない場合は事務局長、会計部長の協議により別の方法において支給する。

2 通勤定期等を所持する役員はその区間を除外する。

3 身体障害者割引証利用を前提に計算する。大阪市外在住役員においては、身体障害者手帳による減額料金により計算する。

4 宿泊料は遠隔地の会務、研修に出席し交通手段がなき場合に宿泊料を支給する。

5 宿泊料は一泊1万円以内で宿泊数に応じて支給する。但し1万円を超える場合は常任理事会の承認を要する。

6 食事代は朝食、昼食、夕食各1千円とする。

(特急料金)

第5条 100Km以上の出張を命ぜられ、時間的、地理的に合理的な理由があり、かつ、代替え方法がないときは特急料金（指定席料も含めて）を支給する。

(タクシー料金)

第6条 運搬その他やむを得ないときにタクシー料金を支給するが、事前に事務局長の承認を要する。

(旅費の支払)

第7条 旅費は精算払いにより会計部長より支給する。但し、必要に応じて概算払いを行うことができる。

(収益事業等)

第8条 収益事業への役員旅費は当該収益事業から支給する。

(行事等)

第9条 協会行事への参加および要員として行事に協力するための旅費は支給しない。

(全日本ろうあ連盟評議員会)

第10条 全日本ろうあ連盟評議員会出席役員旅費は連盟負担分との差額を支給する。但し、上限を1万円とする。

(近畿ろうあ連盟)

第11条 近畿ろうあ連盟主催の近畿地区評議員会および代表者会議の旅費の支給は第4条1～3項による。

(様式)

第12条 旅費請求書領収書の様式は別紙の「様式1」とする。なお、常任理事会・理事会以外の

局会議・部会議・委員会については議事録を添付するものとする。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会において総理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(補則)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規則は2000年4月1日から施行する。

この規則は2001年4月1日から施行する。

この規則は2001年7月21日から施行する。

この規則は2007年1月1日から施行する。

この規則は、公益社団法人大阪聴力障害者協会の設立の登記の日2014年(平成26年)

4月1日から施行する。